

質問第二号

北朝鮮による拉致の可能性を排除できない「特定失踪者」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和二年九月十六日

有田芳生

参議院議長 山東昭子 殿

北朝鮮による拉致の可能性を排除できない「特定失踪者」に関する質問主意書

北朝鮮が二〇〇二年に拉致を公式に認めてからも、たとえば田中実さん、松本京子さんが、新たに政府認定拉致被害者として加えられました。そこで、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者、いわゆる「特定失踪者」について質問します。

一 警察庁のホームページには「拉致の可能性を排除できない事案に係る方々」の氏名、年齢、住所、職業、身体的特徴、写真が掲載されています。「拉致の可能性を排除できない行方不明者」は、いま現在何人で、ご家族の同意を得て公開されている人数は何人ですか。また、警察庁がこのホームページを設置、公開したのはいつからですか。政府の認識をそれぞれお示しく下さい。

二 北朝鮮による「拉致の可能性を排除できない事案に係る方々」のうち、警察の捜査をきっかけにここに数えられている人たちは何人ですか。また、ご家族の申告によって「拉致の可能性を排除できない」と判断したのは何人ですか。そのうち行方不明者が北朝鮮と接点があると判明したのは何人ですか。政府が認識するそれぞれの人数をお示しく下さい。

三 捜査当局は、警察庁のホームページに掲載された行方不明者全員について捜査を継続しているのです

か。また、これらの行方不明者のなかで、新たに政府認定拉致被害者に認定する可能性がある「候補者」は何人いるのですか。政府の認識をそれぞれお示しく下さい。

右質問する。